

- 武石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、意見書案等の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 協議事項に入る前に総務部長から御報告があるとのことである。
 総務部長、報告願う。
- 小谷総務部長 (県職員の飲酒運転事故に関する内容報告の後)
 現在詳細な事実関係の把握に努めているところである。飲酒運転については、これまでも機会のあるごとに職員に注意を喚起してきたが、県を挙げ、飲酒運転根絶に取り組んでいる最中に、県職員がこのような事案を起こしたことは、極めて残念であり、議会及び県民の皆様に対し、心から深くおわびする。今後事実関係が明らかになれば、厳正に対処してまいるとともに、所管の総務委員会、危機管理文化厚生委員会に報告させていただく。また、今一度すべての職員に対し、綱紀の粛正を徹底していく。
- 武石委員長 何か、質問はないか。
 (な　し)
- 武石委員長 それでは、お手元の協議事項の順に進めていきたいので御協力願う。

1. 議案の追加提出について

- 武石委員長 まず、議案の追加提出についてである。
 総務部長、説明願う。
 (小谷総務部長、説明)
- 武石委員長 何か、質問はないか。
 (な　し)

2. 意見書案等の協議結果について

- 武石委員長 次に、意見書案等の協議結果についてである。1ページの資料1、意見書案等協議結果一覧表をごらんいただきたい。
 意見書案は、6番及び15番が原案のとおり、1番、5番、10番及び14番が文言修正を、また、11番と12番は11番の表題とし、内容を統合させるよう文言修正した上で、以上7件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。
 また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち2番から4番まで、7番及び9番が、会派から意見書議案として提出される。
 決議案は、1番が全会一致で原案のとおり決議議案として提出される。

3. 議事手続きについて

(1) 委員会に付託してあった議案

- 武石委員長 次に、議事手続きについてである。
 まず、3ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案23件についての委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。

採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので御了承願う。
 なお、3 ページの第20号議案については、委員会では全会一致となっているが、分離して採決したいので、御了承願う。

(了 承)

ア 委員長報告に対する質疑

武石委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてである。委員長報告に対する質疑は、慣例のとおり省略することではいかかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

イ 討論

武石委員長 次に、討論についてである。議案に対する討論も省略することではいかかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

武石委員長 次に、追加提出議案についてである。
 先ほど、総務部長から説明のあった追加提出議案1件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会への付託・討論

武石委員長 この人事議案については、慣例のとおり質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(3) 意見書議案

武石委員長 次に、5 ページの資料3、意見書議案についてである。
 議発第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」議案から22ページ議発第7号

「地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書」議案までの計7件の意見書議案については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論のすべてを省略し、直ちに一括採決することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
次に、25ページの議発第8号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書」議案についての議事手続はいかがでしょうか。

(なし)

武石委員長 それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論のすべてを省略し、直ちに採決することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
次に、27ページの議発第9号「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書」議案についての議事手続はいかがでしょうか。

加藤委員 自由民主党は賛成討論を行う。

米田委員 日本共産党は討論を行う。

武石委員長 それでは、討論を行うとのことであるので、発言時間はそれぞれ10分以内とし、その順序は先例のとおりとし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
次に、29ページの議発第10号「地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書」議案についての議事手続はいかがでしょうか。

米田委員 日本共産党は討論を行う。

武石委員長 それでは、討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するという事で御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
次に、31ページの議発第11号「集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見

書」議案についての議事手続はいかがでしょうか。

中面委員 自由民主党、反対討論を行う。

坂本(茂)委員 県民クラブ、提案説明を行う。

米田委員 日本共産党、討論を行う。

西森(雅)委員 公明党、討論を行う。

武石委員長 提出者の説明、討論を行うとのことであるので、発言時間はそれぞれ10分以内、その順序は先例のとおりとし、質疑、委員会への付託は省略するという御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

次に、33ページの議発第12号「地域経済と雇用を支える中小業者への外形標準課税適用拡大に反対する意見書」議案についての議事手続はいかがでしょうか。

(なし)

武石委員長 それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論のすべてを省略し、直ちに採決することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(4) 決議議案

武石委員長 次に、36ページの議発第13号、「将来にわたる持続可能な公共交通システムの確立を求める決議」議案についての議事手続である。産業振興土木委員会から、提案説明を行いたいとの申し出があったため、提出者の説明を行うこととし、発言時間は10分以内ということで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
また、質疑、委員会への付託、討論を省略し、採決を行うことで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
以上、ここまでが議事手続についてである。

ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配布)
(楠瀬議事課長、説明)

武石委員長

この順序で議事運営が行われるので御了承願う。

(了 承)

4. 9月定例会の開催時期について

武石委員長

次に、38ページの資料5、9月定例会の開催時期についてである。事務執行上のめどとしての正副委員長案をお示ししてある。

9月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なおその決定は従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするというので、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

5. 継続審査調査の申し出について

武石委員長

次に、39ページの資料6、継続審査調査の申し出についてである。

閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ることにより御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

8. その他

武石委員長

最後に、その他で何かないか。

(な し)

武石委員長

それでは、本日の協議事項は以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、本会議の開会時刻は午前10時をめどとする。
なお、次回の議運は南海地震発生時における議員活動指針の見直しについての協議を行うこととなっている。開催時刻は、本日の午後1時をめどとし、場所は第4委員会室を予定しているので、念のため申し添える。

本会議が12時10分めどということである。昼休みを1時間とって開催するつもりなので、12時10分終了の場合は、13時10分をめどとしてお考えいただきたい。また、事務局から連絡させる。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。